

令和6年第2回東洋町議会臨時会会議録

(第 1 号)

令和6年11月7日(木)

東洋町議会

余 白

令和6年第2回東洋町議会臨時会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和6年11月7日(木) 午前10時00分宣告

出席議員(9名)	議長	福島 登 君	副議長	西岡 尚宏 君
	1番	大坪 千倫 君	2番	廣田 斎史 君
	3番	安岡 良仁 君	4番	高島 俊彦 君
	5番	武山 裕一 君	6番	今宮 裕明 君
	7番	田島 毅三夫 君		

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁 君
副町長	伊吹 真貴博 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	近藤 真人 君
総務課長	築地 仲音 君
産業建設課長	大坪 靖幸 君
住民課長	生松 克祐 君
住民課長兼地域包括	
支援センター事務局長	手島 憲作 君
税務課長補佐	堀川 歩 君
総務課長補佐	足達 善亮 君
住民課長補佐	田岡 伊織 君
欠席執行部(4名)	税務課長 北川 晃彦 君
	教育次長 田岡 いずみ 君
	産業建設課長補佐 生田 憲一 君
	住民課長補佐 奥村 忍 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	小池 昭平
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 5番 武山 裕一 君 6番 今宮 裕明 君

令和6年第2回東洋町議会臨時会議事日程

(第 1 号)

令和6年11月7日(木) 午前10時00分開議

- | | | |
|--------|------------|--|
| [日程第1] | 会議録署名議員の指名 | |
| [日程第2] | 会期の決定 | |
| [日程第3] | 承認第8号 | 専決処分事項「令和6年度東洋町一般会計補正予算(専決第2号)」の承認を求めることについて |
| [日程第4] | 議案第70号 | 令和6年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて |
| [日程第5] | 報告第6号 | 専決処分の報告について |

議事のでんまつ

議長	(福島 登 議長) 皆さん、おはようございます。 ただいまの出席議員は全員であります。 よって、定足数に達しております。 これより、令和 6 年第 2 回東洋町議会臨時会を開会いたします。(開会時間：10 時 00 分) 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、専決補正予算 1 件、補正予算 1 件、報告 1 件の、計 3 件であります。 日程に入る前に、町長から行政報告について発言の申し出がありましたので、これを許します。 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 皆さんおはようございます。 本日、令和 6 年東洋町議会第 2 回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては急な招集にも関わりませず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 それでは本臨時会への上程案件につきまして執行部からは、令

和 6 年度の専決補正予算案 1 件、及び、補正予算案 1 件の計 2 件の議案の提出と、1 件の報告をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、ご審議の上適切なご決定をお願い申し上げます。

提案に先立ちまして若干の行政報告を申し上げたいと思います。

東洋町立保育園内の不適切保育事案に関する第三者委員会の設置についてでございます。

本臨時会におきましては、議案として令和 6 年度一般会計補正予算第 4 号を提出しておりますが、これは先日、新聞紙面にも掲載されておりました、町内保育園の不適切保育事案に関する第三者検証委員会、以下、第三者委員会と言わせていただきます。を設置し、再調査等を行うことに当たっての必要経費を予算計上させていただきます。

そのようなことから、この事案につきましてこれまでの経緯をご説明をさせていただきます。

まず、この事案の発生につきましては、本年 1 月 25 日に住民から銀杏保育園で虐待を疑う行為があるとの通報を受けたことから調査を始めたところであります。

ただその通報からは、どの保育士がどの園児に対して虐待をしたのかという具体的な情報提供ではなく、銀杏保育園で虐待があるようだとの抽象的な内容にとどまっておりました。

具体的な情報がなくとも町の宝であります子供たちがそのような行為を受けているということが事実であれば、大変な事態であるということ言うまでもありませんので、その具体的な情報を得るために、国のガイドラインに基づきまして、対象保育園の

保護者全員、全保育士、調理師などから事実確認のため、聞き取り調査を実施いたしました。

その後、3月19日には、全保護者から関係保育士に対して、質疑応答方式により対話をする場を設けさせていただきましたところ、保護者側からは4、5年前から直近のものまでを含めまして、15件の虐待事案の主張がありました。

そのことにつきまして保育士側は、1事案の一部行為については認めましたものの、それ以外の事案につきましては否定したという結果でありました。

なお、この場で一部の保護者は保育士の説明に納得をしており、虐待はなかったとの主張をしております。

この会合をはじめ、保護者や保育士などから聞き取った調査に基づき作成しました全ての調書を基に、児童虐待に詳しい弁護士に相談をいたしましたところ、同弁護士から4月30日付で意見書を提出していただいたところであります。

その意見書の内容には、15件の虐待事案、一つ一つについて見解と改善点がつづられており、保育士が部分的に認めております、1件の事案も含めまして、15事案全てについては、虐待の定義に当てはまらないものであり、またそれぞれの事実を裏づける証拠資料はないとの見解でありました。

なお、この意見書には、保育運営上の改善策の提言も示されております。

この意見書に対しまして、7月26日に一部の保護者から1件の新たな証言が加えられました反証文が提出されましたが、その内容は、3月19日の保護者から保育士に対して行われました質疑内容とほぼ同様の内容であり、客観的な証拠に乏しく、その大

部分が同様の主張、言い分でありました。

このような虐待認定の可否を決める上で欠かすことのできない保護者と保育士による事実確認を得るために、1月26日から9月19日まで大変長い期間と時間を要しましたが、関係者からの主張言い分は十分に聞き取り、そしてまた銀杏保育園の苦情相談員であります第三者委員からご意見もいただいております。

これらを踏まえまして、一通りの事実確認の作業を終えましたが、一部の保護者は町の調査に納得しておらず、第三者委員会の設置を強く要望されておりました。

その理由としましては、町による調査ではなく、中立公正な第三者委員会による調査でなければ、その判定を受け入れられないとする趣旨であります。

この第三者委員会の設置の考えにつきましては、遡ること3月4日の保護者との懇談会におきまして、私のほうから保護者に対しまして専門家の意見を伺っても、なお判断がつかない場合は設置することを考えている旨をお伝えしておりました。

そして今回、第三者委員会を設置することとなりました理由につきましては、今回の事案を取り扱うにあたりまして関係者による調査内容は、客観的な事実証拠に乏しく、そのほとんどが主張や言い分となっていることです。

町としましては、1人の専門家の意見だけではなく、複数の専門家からご意見をいただきたいということ、それに付け加えまして、今回の件について銀杏保育園の苦情相談員であります第三者委員2名からも第三者委員会に委ねたほうがよいとのご意見もいただいたこと、それから保護者間におきましても、第三者委員会設置について前向きなご意見と慎重なご意見とに分かれてお

りましたが、このたび関係保護者全員から設置についての了解を得たということもありまして、設置するとの判断に至りました。

そしてまた先ほど客観的な事実証拠に乏しいと申し上げましたけれども、保護者側が主張してきた15件の不適切保育事案に対しまして、そのうちの1事案の一部行為ではありますが、園児を棚の上に上げたという行為は、保育士自身が非を認め、保護者へ謝罪し、改善もしております。

ただ、保護者の立場から言わせていただきますと、一部でも不適切保育と思われる行為があったわけでありますので、ほかの事案についてもあったのではないかと、隠しているのではないかとという疑惑を持つのは当たり前の話でありますし、そしてまた全ての保育士たちもそのような疑惑を持たれた不安定な状況の中で、保育をしているのではないかという思いもありましたことから、この際、虐待の有無について中立公正な第三者委員会に判定を委ねたほうがよいのではないかと考えたところも理由の一つであります。

それから第三者委員会設置のタイミングにつきまして、町の顧問弁護士からは事実確認を終えた上で依頼することが望ましく、丸投げでは受け手がいないとの助言をいただいておりますことから、相当な時間を要しましたがけれども、9月19日をもって事実確認は完了しましたことから、現在設置に向けて準備を進めております。

第三者委員会の設置に伴いまして今回の事案につきましては、児童虐待に詳しい弁護士から、保育運営の改善点についてご指摘を受けておりますことから、保育士自らが改善計画書も作成しております。

現在は防犯のため、また保護者と保育士とのトラブル解消の一助となればとの思いから、園内外にカメラの設置をはじめ、試験的に臨床心理士の派遣、振り返り保育などの改善策を取り入れて行っておりますが、その改善計画につきましても第三者委員会のご意見を伺うこととしております。

今回の事案につきましては、町民の皆様方へ町のほうから説明がない中で、町内外では様々な憶測話やいろいろなうわさ話もあり、保育園利用者をはじめ、町民の皆様方におかれましては真実はどうなのかと大変ご心配をおかけしているところであります。

しかしこの事案は、児童福祉施設内における虐待疑惑であり、しかも対象者が園児でありますことから、非常にデリケートな問題と捉えておりますことと同時に、慎重な取扱いと配慮が必要でありましたので、このたびの第三者委員会設置に向けての判断に伴います必要経費について審議をする、本臨時会の場をお借りしてのご報告となりましたことをご理解いただきますようお願いを申し上げます。

最後に第三者委員会のメンバーとなります、弁護士、大学教授、心理士につきましては既に選定をされておりますので、今回の補正予算案が可決されましたら、早急に第三者委員会を設置してまいります。設置後の調査方法などにつきましては第三者委員会に委ねていくこととなりますことを重ねてご報告をさせていただきます。

以上、第三者委員会設置についてのご説明をもちまして、令和6年第2回東洋町議会臨時会の行政報告とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

議長	(福島 登 議長) 町長の行政報告が終わりました。 日程に入ります。 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、議会会議規則第１２６条の規定により、５番、武山裕一君、並びに６番、今宮裕明君を指名いたします。 日程第２、会期の決定の件を議題とします。 議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。 高畠議会運営委員長。
議会運営委員会委員長	(高畠 俊彦 議会運営委員長) 皆様、おはようございます。 令和６年第２回臨時会、議会運営委員会の報告を行います。 １月７日に (１１月との声あり) １１月７日に議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本臨時会の会期は本日１日限りとする。 次に議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑と討論を合わせて時間を１人３０分以内とする。また、執行部の答弁時間も３０分以内とする。質疑、討論、答弁は簡潔に行うこととする。

議長	なお、議案質疑については議会会議規則第64条の2の規定により反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。 以上のように決定いたしました。 これで議会運営委員会の報告を終わります。 （福島 登 議長） 議会運営委員長の報告が終わりました。 ここでお諮りします。 ただいまの委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日間と決定しました。 日程第3、承認第8号、専決処分事項、令和6年度東洋町一般会計補正予算、専決第2号の承認を求めることについての件から、日程第4、議案第70号、令和6年度東洋町一般会計補正予算、第4号を定めることについての件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 直ちに、提出者の説明を求めます。 長崎町長。 （長崎 正仁 町長）
町長	

それでは議案提案理由説明書の１ページからお願いをいたします。

承認第８号、専決処分事項、令和６年度東洋町一般会計補正予算、専決第２号の承認を求めることについて、緊急を要したので地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第３項の規定により報告し議会の承認を求めます。令和６年１１月７日提出でございます。

提案理由についてでございます。

衆議院が解散となり、衆議院議員選挙の期日が令和６年１０月２７日に決定されたことにより、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する費用について、予算を追加し令和６年１０月２日に専決処分をさせていただいております。

なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。

続いて３ページをお開きください。

議案第７０号、令和６年度東洋町一般会計補正予算、第４号を定めることについて、地方自治法第２１８条第１項の規定により議会の議決を求めます。令和６年１１月７日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ２０９万６千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ３４億９６２万２千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税を計上しております。

歳出では、第三者検証委員会設置に要する費用を計上しております。

なお予算書の内容につきましては総務課長が説明をし、議案説明資料として２部配布しておりますけど、その説明につきまして

議長	は住民課長のほうから説明をいたします。 以上ご審議のほどよろしく願いをいたします。 (福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) おはようございます。 それでは承認第8号、令和6年度東洋町一般会計補正予算、専決第2号の承認を求めることについてご説明いたします。 予算書1ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ527万1千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ34億752万6千円とするものでございます。 2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明) 続きまして、議案第70号、令和6年度東洋町一般会計補正予算、第4号を定めることについてご説明いたします。 なお、議案説明資料1として、東洋町立内保育園の不適切保育事案に関する第三者検証委員会設置要綱を、また、議案説明資料2として東洋町立内保育園の不適切保育事案概要書をお配りしておりますので、あわせてお手元をお願いいたします。 まずは予算書の1ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ209万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ34億962万2千円とするも

議長	のでございます。 2 ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) おはようございます。 不適切保育事案に関する第三者検証委員会設置要綱についてご説明いたします。 議案関係資料1、東洋町立内保育園の不適切保育事案に関する第三者検証委員会設置要綱をご覧ください。 この要綱は10月9日に制定しておりまして、第1条の目的としましては、東洋町立内保育園の保育士による不適切保育事案に関しまして、専門的な知見を持つ独立した第三者により、中立公正で客観的な調査を行い、その原因分析から今後の保育園の在り方を改善するため、本件事案に関する第三者検証委員会を設置するものであります。 ここで言います対象保育園とは銀杏保育園であります。 次に、第3条の所掌事務としましては、第三者検証委員会は、本件事案について調査、事実認定、評価、原因分析及び提言並びに今後の保育運営に関する改善計画書案に対しての助言も行うこととしております。 次に、第4条の委員構成につきましては、法令保育行政等に識見を有する者のうちから、原則として3名構成することとしてお

議長	ります。 次に、第 5 条の委員の任期につきましては、令和 7 年 3 月 3 1 日までとしておりまして、調査などが終了しない場合は、期日延長もあり得るものとしております。 次に第 6 条におきましては、第三者検証委員会の委員に対しての守秘義務を課しております。 続きまして、議案関係資料 2、東洋町立保育園の不適切保育事案概要書につきましては、先ほどの行政報告と同内容となっております。以上でございます。よろしくお願いします。 (福島 登 議長) 提出者の説明が終わりました。 日程第 3、承認第 8 号、専決処分事項令和 6 年度東洋町一般会計補正予算、専決第 2 号の承認を求めることについての件を議題とします。 質疑・討論について、まず、本会議で提出された全ての議案に対し、1 人 3 0 分以内、答弁時間も 3 0 分以内とし、質疑については一問一答方式で行います。 また、議会会議規則第 5 4 条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないことになっております。 その規定に反すると認めるときは、同規則第 2 項の規定により注意し、なお従わない場合は発言を禁止します。
----	---

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上挙手願います。

これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第8号、専決処分事項令和6年度東洋町一般会計補正予算、専決第2号の承認を求めることについての件を、挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決する（承認する）ことに賛成の諸君の

8 番議員	挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり、可決することに決定をいたしました。（承認されました。） 日程第 4、議案第 70 号、令和 6 年度東洋町一般会計補正予算、第 4 号を定めることについての件を議題とします。 質疑はありませんか。 （なしとの声あり） 8 番、西岡尚宏君。 （西岡 尚宏 議員） おはようございます。 第三者委員会の設置するんですが、自分たちも第三者委員会というのは初めてで分かりませんので、設置して、日程、スケジュールというのか、そこらを 1 回お聞きしたいんですが。それと、要綱の最後、これ、本要綱は令和 6 年 11 月 9 日から施行やないん。10 月 9 日からなっちゃうわこれ。予算認めてないのに施行できんやろ。要綱の一番最後の有効期間のところ。予算認めてないのに始まらんやろ。 （自席より、要綱は…発言あり） 要綱はこれでいいんか。わかりました。 そのスケジュールお願いします。 （福島 登 議長） どなたが行きますか。
議長	

住民課長兼地域包括支援センター事務局長	手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。 （手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長） 西岡議員の質問にお答えします。 予算が認められましたら、第三者検証委員会のほうに委ねるようになりますので、期間についてはそちらのほうに任せるような格好になります。
議長	（福島 登 議長） スケジュールを聞きよんで。スケジュールを。 （自席より、向こうが決めるきわからん言いよんちゃうん。との発言あり） 8 番、西岡尚宏君。
8 番議員	（西岡 尚宏 議員） 第三者委員会が決めることですので、町も一切タッチせんということで、それは分かりました。 ほやけど、できるだけやっぱりこういう問題ですので早くないしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。
議長	（福島 登 議長） 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	（安岡 良仁 議員） おはようございます。 何点か質問をさせていただきます。

	第三者委員会設置委託料202万9千円についてお伺いをいたします。 今回補正予算が計上されておりますこの第三者委員会ですが、この委員会の地位というか、立場ですが、これ地方自治法の138条の4、または、地方自治法の202条の3第1項に規定をされています、町の附属機関として設置するのか。また、町が外部の弁護士などに対して委託契約をして契約するのか。 まず1点お伺いします。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長補佐。
住民課長補佐	(田岡 伊織 住民課長補佐) 安岡議員にお答えをいたします。 本件につきましては指針ですね、地方公共団体における第三者調査委員会設置要綱という日本弁護士会が作成しておるものがあるんですけども、その指針の第2項第1号になります。 地方公共団体が外部の弁護士等に対し、対象事案の調査を委託する、その方法により設置をいたします。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) ちょっと今答弁ちょっと聞いたんですけども、要は委託契約をされるということで理解をしてよろしいでしょうか、はい。

	それとですねこの第三者委員会の委員には、弁護士、また大学教授、それと心理士にお願いをするということなんですけれども、この専門の委員さんに頼んだ、どのような基準でそういう方に頼むのか、ちょっとお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) おはようございます。 安岡議員の質疑にお答えをいたします。 基準というものは明確なものはありませんが、まず本町としての考え方としては、法律に長けている方、当然弁護士になります。 そして保育、行政の見識を有する者、有識者ということになりますので、その方は誰かといろいろな弁護士先生なんかと相談したところ、教授ということになります。 そしてもう一つは心理士ですけども、これは保護者会のほうからの要望もございましたので、心理士の方を選んだわけでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ちょっと待って、ちょっと待ってくださいよ。 3番、安岡良仁君。安岡さん、再問でかまんですね。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 新しく。

議長	(福島 登 議長) 新しくやるんですか。新しくやるんですね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、よく分かりました。 それと同僚議員の質問と重複するかも知れませんが、この第三者委員会の調査には、適切な期限を設定することが必要だったと思います。 短すぎたら調査の質が下がるとか、長過ぎると効率が悪くなる、また費用がかさむということが考えられます。 適切な調査期間と現実的な期限が必要であると思いますが、先ほど、調査委員会に委ねるということでしたが、ある一定目安としていつ頃までにやるというような考えはないのか、再度お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質疑にお答えいたします。 期日につきましては明確にしたほうが分かりやすいんですけども、一応要綱上では年度末にしております。 しかしながら第三者委員を任命するにあたりましてですね、やはりそれぞれ委員さんの都合というのがございまして、なかなかその日程を3人が合わせて開催するというのがなかなか、結構難

	しいらしくて、長い期間を要するっていう回答もいただいておりますので、そこはもう第三者委員会に委ねなければならないところもございまして、いつまでに終わるかっていうのはちょっと明確にはお示しできない状況ではございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 安岡さんいいですか。3番、安岡良仁君。 安岡さん再問なら再問と、新しいことに移るなら新しいことに。通告がないので。
3番議員	(安岡 良仁 議員) そしたら新しく質問に移ります。 この委託料202万9千円のですね、費用の内訳、わかったら教えていただけますでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 委託料の内訳につきましては、弁護士、教授、心理士の報酬としまして、拘束実働1時間当たり1万1千円としております。 聞き取り調査は、弁護士と教授2名分で計上しております。 時間の算定ですが、1回当たりの聞き取り時間を5時間とし、移動時間往復5時間と合わせて10時間、これを2日間を想定し、20時間としております。

	2人分ですので、合計40時間となり、1万1千円掛ける40時間で44万円を見込んでおります。 高知市内での開催分につきましては、弁護士、教授、心理士の3名分を計上しております。 時間の算定ですが、1回当たり4時間として、5回分を計上しておりますので20時間となります。 3人分ですので、合計60時間となり、1万1千円掛ける60時間で66万円を見込んでおります。 旅費としましては、公共交通機関もしくは私有車を使用し、現地調査、市内開催合わせて3万7180円を見込んでおります。 また、書記及び議事録作成業務の委託料を計上しております。 これは実働ではなく、開催時間当たりの委託単価となります。 時間の算定ですが、現地調査が5時間の2日分で10時間、市内開催が4時間の5回分で20時間、合わせて30時間となります。 この委託料には旅費や機器の設置、会議録作成業務、その他諸経費等が含まれており、1時間当たり2万9700円となっております。 2万9700円掛ける30時間分で、書記及び議事録作成業務の委託料は89万1千円を見込んでおります。 以上となります。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員)

	はい、よく分かりました。 それと新しく質問に移ります。 13節使用料及び賃借料6万7千円についてお伺いをいたします。 先ほど予算説明の中で5回分と説明がありました。 この会場については高知市内を想定しているのでしょうか、町内でしょうか、お伺いします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 高知市内での開催にあたる会場借上料になります。 以上です。
議長	(福島 登 議長) 他に質疑はありませんか。 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) (自席より)議長、どうです
議長	(福島 登 議長) こちらに出てきてから発言してください。 出てきてから発言してください。

7 番議員	発言は登壇してからやってください。 （田島 毅三夫 議員） 今、町長からこういう報告を受けました。 その内容らを見よっても、これは今すぐにいう質問はなかなか難しい。ほやきに10分ぐらい休憩をとってもらえんかな。 もういっぺん精査したい。この内容について疑問点もあるし、食い違うところもあるし。 （自席より、町長の行政報告は関係ないやろ。発言あり） 何で何で何で、それはそれによって、この第三者委員会
議長	（福島 登 議長） そしたら皆さんに諮りますので、席に戻ってください。 ここでお諮りします。 今、7番田島毅三夫君から休憩動議がありましたが、休憩動議に賛成の諸君の挙手を求めます。 挙手少数ですので、質疑を始めてください。 休憩動議は否決されましたので、7番田島毅三夫君、質疑を始めてください。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） 何点かお聞きしたいと思います。 こういう問題といいますか事件というのか、もう私も何回も経験しておりますのでよく分かるんですが、ここにありますね、町長のこの今言う、行政報告の

議長	(福島 登 議長) すいません田島さん、行政報告に対する質疑は、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いやそうじゃないんです、その内容で質問しようわけやきに。 (自席より、それはおかしいとの発言あり) なんでよ。
議長	(福島 登 議長) 行政報告に対する質疑は
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 第三者委員会をつくるということに対して、こういう矛盾があるのはおかしいじゃありませんかという質問しようと
議長	(福島 登 議長) 質疑するんならこの今、議案の第 7 0 号に対してやってもうたら
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だあそうよ 7 0 万に対してよ、その費用使うてこういう委員会を作ろうとするわけやきにほら、
議長	(福島 登 議長) それやったら簡潔に、行政報告という言葉を使わないで簡潔にやってください。簡潔にやってください。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) よっしゃ了解、よっしゃわかった。 自席からの反対はとめてくださいもう。
議長	(福島 登 議長) どうぞ。簡潔にやってください。 (自席より、おかしいこと言いよるのは…との発言あり)
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それやったら手を挙げて
議長	(福島 登 議長) 自席からの発言ちょっと控えてください。 簡潔にやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 第三者委員会というのは今までわしも知りませんでしたでしたが既に1回行われているようですね。 1回地元のもんで。その第三者委員会の答弁といいますか決定を基にしているいろいろ動いていると。 今度の新しい第三者委員会にも、これを中心にして問い合わせというような形で聞いておりますので、これはそうやってきたらもうすでに結論が出てるんじゃないかと。
議長	(福島 登 議長)

7 番議員	田島さん、自分の意見やなしに、第 7 0 号の議案に対して (田島 毅三夫 議員) そうです。そういう決定したものに対して 2 0 0 万ものお金を ね、つぎ込むというのは私は
議長	(福島 登 議長) それは討論でやるべきものでしょ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 討論？
議長	(福島 登 議長) そう、反対討論、うん、そうですねそれでやるべきものでしょ う。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) どうしてそういうことを、
議長	(福島 登 議長) 反対とおっしゃるんなら討論でやるべきものですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 何でよ。
議長	(福島 登 議長)

	そうですよ。 賛成討論反対討論後でやりますよね。 討論とおっしゃるんだったらそこでやるべきもんです。今そやから議案に対する質疑を
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 聞っきよるわけやきに。聞いてるわけ質問しよるわけ。
議長	(福島 登 議長) 質疑を簡潔にやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい。 そういうね、結局無駄な費用を計上してやるということに対して私はこれは問題じゃないかということで、もう一度町長のほうから、その第三者委員会が地元の第三者委員会がどのように結論したかいっぺん教えてもらいたい。 それによって、私はもう公的な第三者委員を選定する必要があるのかなという疑問を持ってるもので、もう一度地元の第三者委員会の結論を少し詳しく説明してください。 (自席より、議長…との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 予算やきんね。 それはもうそれは予算内でやってもらわないかん田島さん。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

(自席より) そういう問題を予算組んで

(自席より、そんなこと言うたら中身みんな…との発言あり)

議長

(福島 登 議長)

発言はちょっとやめてください。

(自席より、休憩してもらいたいとの発言あり)

いやいやだからこの予算の議案ですのでね、それに対してちゃんとした質疑をやってください。

(自席より、ちょっと答弁お願いしますとの発言あり)

いやだから、予算のことでやってくれたらいいと思いますよ。

予算のことで、今の予算のことじゃないですよ。

予算のことではない。

(自席より、…予算…との発言あり)

予算だけど、それと違うことをお聞きしようですよ。

1 回第三者委員会やっとうというその答弁でしょ。

(自席より、ほんなら反対討論でやりますとの発言あり)

はい、分かりました。

7 番田島毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

7 番議員

7 番田島毅三夫君。

(田島 毅三夫 議員)

第三者委員会設立の費用についての反対討論でございます。

今説明私がしかけたとおりですね、この今もう既に町の第三者委員会で決定してその内容によって新しいほの第三者委員会に結論出してもらおうと、こういうような予算が組まれておりますけれども、これはもう一旦決めたらもうその決定したものを第三者委員会でまた付託としても結論は同じやと。

そして、この中にも出ておりますが、双方の言い分が食い違っている、それはもうお互いがもう認められていない、それから内容はちょっと件数は変わっていますが、そういう状況の中で第三者委員会が仮に設立してもどのような審査をするのか。できるのか。その200万ものお金を使うよりも、私はもっとほかにいい方法あるのじゃないか。

もっとその保育園の先生方と、もう一度保護者の方らと、また交えてもういっぺん腹を割ったね、あれができるのではないか。そしてもし万が一これで、町のほうの言い分が保育園の言い分が通ったとしたら、第三者ごめんなさい、保護者の方はこれで納得できるのでしょうか。できなかったらどうなるんでしょうか。

そういうことを考えたら、私はもう一度ここでこの予算、第三者委員会の設立は延ばして、もう一度保護者と話し合いすべきじゃないか。そういうことでこの予算には反対いたします。以上です。

議長

(福島 登 議長)

田島さんちょっと待ってくださいね。

一つ、事実確認だけしときます。

町長の行政報告にはですね、苦情相談員とあります第三者委員の方々から意見をいただいたとなっておりますので、町の第三者委員の方を集めて委員会を開いて第三者委員会をやったということではないですよ。そこだけ、事実だけ述べておきます。

どうぞ、帰ってください、かまいません。事実だけ述べときます。

（自席より、そういうことを踏まえてうちは時間をとってしっかり勉強したいと言ったわけやきに。との発言あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（…）

次に、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第70号、令和6年度東洋町一般会計補正予算、第4号を定めることについての件を、挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（自席より、発言あり）

日程第5、報告第6号、専決処分の報告についての報告を求めます。

町長	長崎町長。 (長崎 正仁 町長) 議案提案理由説明書の４ページ５ページのほうをご覧ください。 報告第６号、専決処分の報告について地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において町長の専決処分事項に指定されている事項について、次のとおり専決を処分したので、同条第２項の規定により報告をいたします。 令和６年１１月７日提出でございます。 専決処分の内容としましては損害賠償の額を定めることについて、９月５日付で専決処分をしております。 内容につきましては、交通事故によるものです。 まず相手方は愛媛県今治市の法人でございます。 続いて、事故の概要でございます。 車両事故により、令和６年６月１９日水曜日１５時４０分頃、ファミリーマート高知高須店駐車場内から県道へ向かう際、相手車が駐車スペースからバックしてきたため接触し、公用車の右後部座席ドアからリアまで、相手車は後方バンパーが破損したものであります。 損害賠償金として車両修繕費用としまして５万９１００円を支払っております。 以上ご報告とさせていただきます。 (福島 登 議長) 以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。
議長	

	これにて会議を閉じます。 これで、令和 6 年第 2 回東洋町議会臨時会を閉会します。 どうもお疲れ様でした。 これにて、議会放送を終了いたします。 （閉会時間：10 時 55 分）
--	--

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 7 年 / 月 3 / 日

議 長 福島 登

署名議員 武山 裕一

署名議員 今宮 裕明